

指定給水装置工事事業者の変更届出書類

事業に関し変更が生じた場合

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号

※ 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）を発生日から2週間以内に提出して下さい

2. 変更届出書の提出期限

- (1) 変更のあった日から30日以内に届出

※ 30日以内に提出されない場合は、遅延理由書の提出

3. 変更届出の際の添付書類

- (1) 法人の名称、住所、代表者の氏名を変更した場合
 - 1 定款
 - 2 登記事項証明書
- (2) 法人の役員を変更した場合
 - 1 登記事項証明書
 - 2 誓約書（様式第2）
- (3) 個人の氏名、住所を変更した場合
 - 1 住民票の写し

4. 交付済指定給水装置工事事業者証

※ 事業者証の記載事項に変更がある場合は提出してください

■ 証書再交付手数料 1件 2,000円
(申請当日に納付していただきます)